

【表紙】

【発行登録番号】	8 - 関東 2
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 4月14日
【会社名】	株式会社みずほ銀行
【英訳名】	Mizuho Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 加藤 勝彦
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5番 5号
【電話番号】	東京 03 (3214) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総合資金部 次長 高橋 一行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目 5番 5号
【電話番号】	東京 03 (3214) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総合資金部 次長 高橋 一行
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2026年 4月22日）から 2年を経過する日（2028年 4月21日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 1,200,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

【社債管理者を設置しない場合】

以下に記載するもの以外については、本発行登録を利用して発行される個別の各社債（以下個別社債という。）を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

銘柄	株式会社みずほ銀行無担保社債（特定社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	未定
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	未定
発行価格（円）	未定
利率（%）	未定
利払日	未定
利息支払の方法	1. 利息の計算期間 未定 2. 利息の支払場所 別記（（注）「11. 元利金の支払い」）記載のとおり。
償還期限	未定
償還の方法	1. 償還金額 未定 2. 償還の方法及び期限 未定 3. 償還元金の支払場所 別記（（注）「11. 元利金の支払い」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	未定
申込期間	未定
申込取扱場所	未定
払込期日	未定
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	個別社債には担保及び保証は付されておらず、また個別社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	当行は、当行が国内で既に発行した、又は当行が国内で今後発行する、他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債及びみずほ銀行債券を除く。）のために担保権を設定する場合には、個別社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、本欄及び以下においてみずほ銀行債券とは、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年6月1日法律第86号）第8条に基づき当行により発行される債券を指すものとする。
財務上の特約（その他の条項）	個別社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当行の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約又は当行が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

個別社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下社債等振替法という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

2. 同一種類の社債

当行は、個別社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。以下同じ。）の社債を発行することができる。

3. 社債管理者の不設置

- (1) 個別社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら個別社債を管理し、又は個別社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。
 - (2) 個別社債に関し、財務代理人は設置しない。
4. 発行代理人及び支払代理人
株式会社みずほ銀行
 5. 期限の利益喪失に関する特約
 - (1) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの書面による請求を当行が受けた日から5銀行営業日を経過した日に、請求を受けた各個別社債について期限の利益を喪失する。ただし、当行が当該請求を受けた日から5銀行営業日以内に当該事由が治癒された場合は、その限りではない。
 - 当行が別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
 - 当行が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
 - 当行が個別社債以外の社債(みずほ銀行債券を含む。)又は社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。
 - 当行以外の者の社債又は社債を除く借入金債務に対して当行が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が50億円を超えない場合はこの限りではない。
 - (2) 当行は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、社債権者からの請求の有無にかかわらず、個別社債総額について直ちに期限の利益を喪失する。
 - 当行が破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算の開始の申立てをし、又は解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
 - 当行が破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始決定、又は特別清算の開始命令を受けたとき。
 - (3) 本項第(1)号に規定する事由が発生した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。
 - (4) 本項第(1)号の規定により期限の利益を喪失した各個別社債の各社債の金額の合計が10億円を超えた場合、又は100億円の整数倍の金額を超えた場合には、当行は直ちにその旨を公告する。
 - (5) 本項第(2)号の規定により個別社債について期限の利益を喪失した場合には、当行は直ちにその旨を公告する。
 - (6) 期限の利益を喪失した個別社債は、直ちに支払われるものとし、直前の利息支払期日の翌日から、現実に支払いがなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、当該元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払いがなされた日又は弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。
 6. 社債権者に通知する場合の公告の方法
個別社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがあるときを除き、当行の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当行の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙にこれを掲載する。ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。
 7. 社債要項の公示
当行は、その本店に個別社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
 8. 社債要項の変更
 - (1) 個別社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとする。ただし、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。
 - (2) その効力が生じた上記(1)の社債権者集会の決議録は、個別社債の社債要項と一体をなすものとする。
 9. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 個別社債及び個別社債と同一の種類の社債(以下本種類の社債と総称する。)の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当行が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、当行に対し、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当行に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
 10. 費用の負担

以下に定める費用は当行の負担とする。

- (1) 本（注）6 に定める公告に関する費用
- (2) 本（注）9 に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払い

個別社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

個別社債を募集により取得させるに当たり、その主たる引受金融商品取引業者は、次の者を予定しています。また、以下に記載するもの以外については、その都度「発行登録追補書類」に記載します。

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	未定
計	-	未定	-

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

長期的投資資金及び一般運転資金に充当する予定であります。

【社債管理者を設置する場合】

以下に記載するもの以外については、本発行登録を利用して発行される個別の各社債を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】**(1) 【新規発行による手取金の額】**

未定

(2) 【手取金の使途】

長期的投資資金及び一般運転資金に充当する予定であります。

第 2 【売出要項】

該当事項なし

第 3 【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第23期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）2025年6月17日関東財務局長に提出
事業年度 第24期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）2026年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第25期（自 2026年4月1日 至 2027年3月31日）2027年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【半期報告書】

事業年度 第24期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）2025年11月28日関東財務局長に提出
事業年度 第25期中（自 2026年4月1日 至 2026年9月30日）2027年1月4日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第26期中（自 2027年4月1日 至 2027年9月30日）2028年1月4日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年4月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書を2025年6月17日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2026年4月14日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2026年3月3日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）及び半期報告書（有価証券報告書とあわせて、以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日（2026年4月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社みずほ銀行本店
（東京都千代田区大手町一丁目5番5号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項なし